

建設業者の皆さんへ

令和6（2024）年度 公共工事の入札契約制度の改正について

令和6（2024）年4月より次のとおり改正します。

① 現場代理人の常駐義務の緩和措置適用期間の延長

「現場代理人の常駐義務緩和」について、令和元年台風19号に係る災害復旧工事の円滑な実施のため、令和6（2024）年3月31日までに発注する建設工事に適用するものとしていましたが、令和7（2025）年3月31日まで延長します。

② 町発注工事の前金払の使途拡大の継続及び一部取り扱いの変更について

前金払の使途拡大について、次のとおりとします。

（1）新規契約の場合（別記様式1参照）

別紙の特約条項を添付して契約を締結する。

（2）変更契約の場合（工事打合せ簿、別記様式2参照）

別紙工事打合せ簿により変更協議の上、別紙の変更契約書により締結する。

（3）適用時期等

平成28（2016）年4月1日から令和7（2025）年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7（2025）年3月31日までに払出しが行われるものに適用する。

なお、契約済のものについては、受注者からの申し出（工事打合せ簿）に基づき、発注者と受注者間で協議の上、当該措置を適用できるものとする。